

# 鷗外史伝・『壽阿彌の手紙』の構造

## 山崎一穎

(序)

大正四年十二月に長嶋五郎作（寿阿弥）の長文の手紙が売りに出た。

鷗外は大晦日に築地の吉川弘文館へ買いに行つた。（注1）野紙十二枚に書かれた文政十一年二月九日付の手束である。それは苾堂宛になつて

いる。（注2）何故に鷗外は寿阿弥に興味を持ったのか。それは「抽斎」の心胸を開発して、劇の趣味を解するに至らしめた人」（『波江抽斎』その二十一）に他ならないからである。「波江家乘」（注3）に、

寿阿弥は劇神仙の号を宝田寿萊より承けて二世劇神仙を称し、後これを抽斎に伝へ、抽斎は三世劇神仙を名告つた。鷗外は抽斎の演劇の趣味を開かせた寿阿弥に注目している。そこには若き日演劇改良運動等に力を注いだ鷗外の心に通うものがあつたはずである。それ故に『波江抽斎』において、「波江家乘」、「寿阿弥手束」（その二十二）、「寿阿弥手束」、山崎美成『好問堂海録』（その二十三）等によつて寿阿弥の風貌について叙述した。

『波江抽斎』において、筠庭が寿阿弥に対し「歌など少しは詠みしかど、文を書くには漢文を読むやうなる仮名書して終れり」（その二十三）という評に反駁して、鷗外は次のような評価を下している。

と云ふ）神田新石町の菓子商なり。水戸の用達也 或は云ふ、水戸候の落胤なりと。山本北山に学ぶ。一たび千葉氏の婿となり、蒔絵師の株を買ひしに、離縁せらる。幕府連歌師の執事たり。十六七歳より劇を好む。二世劇神仙と号す。秀殿冊子等の著あり。初允明（注4）の

た。技倆の上から言へば、必ずしも馬琴、京伝に譲らなかつた」（その二十二、傍点山崎以下同じ）。これは手束中の大火のエピソードを記した箇所を指しての評であろう。更に、

「手紙の中に、整骨家名倉弥次兵衛の流行を詠んだ狂歌がある。  
（中略）△研ぎ上ぐる刃物ならねどうちし身の名倉のいしにかゝらぬ  
ぞなき。▽（中略）これを蜀山等の作に比するに遜色あるを見ない。」  
(その二十三)

と言う。石川淳は右の文を引用して、

「わたしはこれを読んで啞然とし、茫然とし、そして心愉しかつた。  
なるほど二世劇仙神こと真志屋五郎作は芝居の見巧者であり、能文の人ではあつたらう。だが、これを挙げて馬琴京伝に譲らないと断ずる  
ためには何の拠りどころがあるのか。（中略）右の狂歌は一見して笑  
ふべき駄作でしかない。（中略）鷗外は眼が利かなかつたのか。また  
はここで眼に雲が懸つたのか。いや、さうとは思はれない。（中略）  
この時、鷗外の眼はただ愛情に濡れてゐたのであらう」（注5）と言  
つてはいる。少くとも石川淳を引くまでもなく、鷗外の「譲らない」  
「遜色あるを見ない」という評はやや過ぎるものがある。

鷗外は『涉江抽斎』の叙述の過程で寿阿弥について触れた。その時、「寿阿弥手束」の宛名人茲堂について、初出稿で「茲堂は駿河に住んでゐた人らしい。若しその何人たるを知つた人があつたら、知らせて貰ひたい」（注6）と記した。これが契機となつて、「其人は駿河の桑原茲堂であらうと云つて、友人賀古鶴所さんの許に報じてくれた人がある。そ

れは二宮孤松さんである」（『寿阿弥の手紙』一）といふことになる。

次で、「置塩棠園さんの手紙が来て、わたくしは茲堂の事を一層精しく  
知ることが出来た」（同）である。大正五年二月十日の鷗外日記に  
「茲堂ノ「ノ記シアリ候二宮君書状御寄示被下奉謝候」とあることから、  
二月初旬には判明していただろう。その他市川三陽さんからの教示等が  
あり、少しづつ判明していった。恐らく鷗外は四月下旬には、『寿阿  
弥の手紙』を書いてみようという気持がかたまって来たのだろう。しか  
し、その時の鷗外の心中には現行の『寿阿弥の手紙』は考えておらず、  
恐らく原構想は『寿阿弥の手紙』（十二）までだつたろうと思われる。

#### (一) 『寿阿弥の手紙』成立過程と構成

『寿阿弥の手紙』は大正五年五月十八日から六月二十四日まで、「東  
京日日新聞」「大阪毎日新聞」に連載された。原史料である「寿阿弥手  
束」を大正四年十二月三十一日に入手した。今、大正五年の鷗外日記と書  
簡からどのような経緯をとつて、小説化されていったか調べてみよう。

二月十日 置塩藤四郎、（山田）に復す。

十四日 茲堂ノ「ノ記シアリ候二宮君書状御寄示被下奉謝候（賀

三月九日 昨日抽斎先生自筆本ラシキ劇神仙ヲ安田善之助（富豪安  
田ノ子ニシテ亡弟ノ親友）所蔵ストノ通知ニ接シ候ダン

アリカダケハワカリ候（波江保宛）

四月 十六日 先日ハ山崎美成歿年ニツキ御注意被下奉謝候右ハ一部分

ダケ高説ニ從ヒ「文久三年歿年六十七」（儒者年表）ヲ  
取ルコト致シ近日正誤可仕候猶安政三年歿ノ説ニ論拠

出デ候ハバ更ニ相改可申奉存候（市川三陽宛）

六月

二十七日 昌林院を訪ぶ。次に浅井平八郎の老祖母を訪ぶ。

二十七日 寿阿弥ノ「小生ノ曾能子刀自ニ聞キシト御書状トヲ併セ

書キ足シ候（波江保宛）

三月 午前白金台町金沢蒼夫の家を訪ぶ。在らず。夕に再び往

二十七日 大窪詩仏生年歿年御教示被下度御願申上候今手元ニアル

書物ニテハ知レ兼候故特ニ御手数相煩シ申候（市川三陽

宛）

二十八日 抽斎伝ハ百十位ニテ完結イタシ候サテ蘭軒ニ入ルマヘノ

九月

二十九日 ツナギニハ「寿阿弥」ヲ少シ書キ候（波江保宛）

九月

二十九日 寿阿弥ノ「ハ五六日ニテ終可申ト存候イツゾヤ御目ニ懸

九月

二十九日 候手紙ノ「ヲ書可申候（波江保宛）

九月

二十九日 岸本ユヅルノ号椿園ト有之此椿モ支那ノ字引ニハ無之候

九月

二十九日 アレバ何トヨム字ニ候カ又武鑑ニ岸本能声トアルガ其人

九月

二十九日 ラシク候ヘドモ伝記ニハ何ト有之候カ奉伺候（佐佐木信

九月

二十九日 綱宛）

九月

五月 十二日 ソレカラ少シ寿阿弥ヲ出シテ其間ニ蘭軒ヲシツカリ筋立

九月

五月 度存候寿阿弥トテモ御蔭ニテ端緒ヲ得タルモノニテ旁貴

九月

五月 君ノ賜ニ有之候（波江保宛）

九月

五月 抽斎先生伝ヤウク完結イタシ候次ハ寿阿弥ニ付思附ノ

九月

五月 「アラバ從前通り御申越被下度候（波江保宛）

九月

五月 浅草源空寺に波斎の実家高橋氏の墓を訪ひ、次に日輪寺

に往く。其阿の墓を尋ねむと欲して果さず。

二十七日 昌林院を訪ぶ。次に浅井平八郎の老祖母を訪ぶ。

二十七日 寿阿弥ノ「小生ノ曾能子刀自ニ聞キシト御書状トヲ併セ

書キ足シ候（波江保宛）

三月

二十七日 午前白金台町金沢蒼夫の家を訪ぶ。在らず。夕に再び往

二十七日 いてこれと語る。

七月 寿阿弥長引キ我ナガラアキレ申候（波江保宛）

九月

七月 願行寺に往き、神田を歩す。

九月

七月 乙女様師岡石子御訪問ノ「御葉書被下次第何時ニテモ相

九月

七月 通ジ可申候（波江保宛）

九月

七月 次に『寿阿弥の手紙』の構成について考えたい。

九月

九月 一 「寿阿弥手束」の名宛人茲堂とは誰か。

九月

九月 二 手束中の人物の探索の決意。

九月

九月 三 寿阿弥托鉢の様子。

九月

九月 四 大下の岳母について、儒者の収入（経済生活）についての報告。

九月

九月 五 大窪天民／喜多可庵の近況。

九月

九月 六 整骨医名倉の様子。

九月

九月 七 文政九・十一年の江戸大火のこと。

九月

九月 八 大火にまつわるエピソード——強欲の銅物屋釜の中死す。

九月

九月 九 手束中の人々の様子。

九月

九月 十 伊沢蘭軒の孫曾能子刀自の談話]。

十一

〃

丁。

## 三十二 河内屋の商売と水戸家との関係。

- 鷗外の構想した原『寿阿弥の手紙』は十二までであった。次章に「わたくしは寿阿弥の手紙と題する此文を草して将に稿を畢らむとした」(十三)とあることからも判断できる。更に、最初から長文でなかつた証拠として、四月二十八日付の渋江保宛書簡が挙げられる。すなわち、「蘭軒に入ルマヘノツナギハ『寿阿弥』を少シ書キ候」と言つてゐるからである。恐らく鷗外は、『渋江抽斎』のその二十二、二十三の新聞掲載が発端となつて、茲堂が何人かわかつた。この経緯から起筆し、「寿阿弥手束」を中心に補遺として、寿阿弥托鉢の様子と、蘭軒の娘棠軒の妻曾能子刀自の談を綴る。そして一応それらを整理し、疑問点は疑問点として明示して十二で終るつもりでいた。
- それでは鷗外は原『寿阿弥の手紙』をどういう形で収束させるつもりであつたろう。鷗外は「何故に生涯富人ではなかつたらしい寿阿弥が水戸家の用達と呼ばれてゐたか」(十二)が問題であるといふ。と同時に「水戸家が此用達を待つことの頗る厚かつたのを見ると、問題は一層の暗黒を加ふる感がある」(同)と言ふ。そして具体的に次の点を挙げてゐる。
- (1) 火事で全焼した時、水戸家が十分保護を加へたらしい。一用達に対する処置としてやや厚きに過ぎる。
  - (2) 有力者の保護の下にいたのではなかろうかと思われる点は、連歌師の職のみならず、曇翁(芝居の綾帳の音通)という号が「武鑑」にのつてゐるから。
- 十一 寿阿弥の不思議な経歴。
- 十三 寿阿弥の墓所昌林院へ参詣。
- 十四 寿阿弥の墓に参詣する姫を訪問。
- 十五 姫即ち寿阿弥の甥師岡未亡人、石の談話丁。
- 十六 "
- 十七 "
- 十八 真志屋の先祖書(初代～四代)丁。
- 十九 河内屋娘島と八百屋お七のこと。
- 二十 真志屋の先祖書(五代～六代)、屋号の由来、水戸家との関係判明丁。
- 二十一 真志屋の先祖書(七代～十二代)丁。
- 二十二 真志屋十二代以降の歴史。
- 二十三 寿阿弥の姪のこと。
- 二十四 真志屋の縁戚江間、長嶋氏の略系。
- 二十五 江間氏と長嶋氏との連繩。
- 二十六 真志屋の最後金沢蒼夫さんとの邂逅。
- 二十七 金沢丹後と真志屋との関係。
- 二十八 金沢丹後の祖先書。
- 二十九 願行寺の金沢丹後の墓に詣ず。
- 三十 寿阿弥の俳句について。
- 三十一 寿阿弥の連歌先師略系、真志屋の扶持について。

(3) 社会的に一種の尊敬を受けていた点が「寿阿さんが」という称呼から、仔細がありそうだ。

(4) 公儀の職について種々の奇行があつたのにもかかわらず咎を受けなかつたこと、類例をみない。

そして(1)～(4)の背影には「寿阿弥は水戸候の落胤だ」（十二）という巷説があった。それは保の母の五百も會能刀自も聞いている。刀自は鷗外の質問に対し、「なんでも卑しい女に水戸様のお手が附いて下げられたことがあるのださうでございます。菓子店を出した時大名よりは増屋、だと云ふ意で屋号を附けたと聞いてゐます」（同）と語っている。そして鷗外はこの章を「海録に拠れば、真志屋は数代菓子商で、水戸家の用達をしてゐたらしい。随つて落胤問題も寿阿弥の祖先の身の上に帰著するかも知れない」（同）と結んでいる。これが鷗外が最初に構想した『寿阿弥の手紙』である。

しかし、鷗外は「将に稿を畢らむとした。然るに何となく心に謙ぬ節があつた」（十三）と言つてゐる如く、これでは単に資料を翻刻紹介したに過ぎない。鷗外は謙ぬ心を抱いて、五月二十七日、雨の中を小石川伝通院の昌林寺にある寿阿弥の墓に詣でた。ここで僧から「寿阿弥の方へは牛込の菓店からお婆さんが毎日参ります」という話を聞いた。そこで鷗外はその老婆を訪ねる。ここから世界は開けて行く。この五月二十七日の昌林寺詣でから、牛込肴町に住む姫、師岡未亡人への訪問をきっかけとして、鷗外は第二の構想『寿阿弥の手紙』十三から十七までを思い描いた。

鷗外は「寿阿弥の事は旧に依つて暗黒の中にある」（十七）が「伊沢の刀自や師岡の未亡人の如き長寿の人を識ることを得て、幾分か諸書の誤謬を正すことを得たのを喜んだ。わたくしは再び此稿を畢らむとした」（同）と記している。鷗外は師岡久次郎未亡人石との会見を通して以下の事を知りえた。

一、寿阿弥の姪に山崎、鈴木、師岡の兄弟があり、母は寿阿弥の妹である。

二、鈴木、師岡は蒔絵をした。ただし「すいさい」の号を石は知らない。

三、水戸家との関係——御落胤問題。

四、藤井絞大夫、力士谷の音の墓が寿阿弥の墓と一緒にわけ。

一、の事実から「寿阿弥手束」中の「愚姪」は山崎であり、伊沢刀自の記憶している蒔絵をした姪とは別人である。

二、から、「すいさい」の号を用いたのは鈴木である。

三、から、「真志屋は数世続いた家で、落胤問題と屋号の縁起とは其祖先の世に帰著する」（十六）ことが判明する。

四、の藤井絞大夫の手討になつたことから、鷗外は「此等の事実より推窮すれば、落胤問題や屋号の由来は威公の時代より遅れてはをらぬらし」（十六）いし、「真志屋と号した祖先某は、威公若くは義公の胤であつたかも知れない」（同）と推察考究する。

稿を畢らうとした時、師岡未亡人石から話を聞いて、五月二十七日不在であった当主の浅井平八郎さんが、「真志屋の祖先の遺物や文書をわ

たくしに見せに来たのである」（十七）という経過を辿る。これによつて第三の構想を拓くことができた。鷗外は「寿阿弥研究の道は幾度か窮まらむとして、又幾度か通ずるのである」（同）と言つている。浅井平八郎さんがいつ鷗外を訪ねたかは不明であるが、五月二十八日（日）から六月一日（木）の間であったと考えられる。（注7）まさに偶然から第二、三の世界が開けてくる。それはまさに偶然の必然ともいえる。これが鷗外の史伝小説造型の方法における特徴といえる。

浅井さんは「真志屋文書」という先祖書きを鷗外にもたらす。そして鷗外は「八百屋お七の手づから縫つた袱紗は、六十三年前の嘉永六年に寿阿弥が手から山崎美成の手にわたされた如くに、今平八郎さんの手からわたくしの手にわたされた」（同）という感激を記している。そして、鷗外は「水戸家の用達真志屋十余代の継承次第は殆ど脱漏なくわたくしの目の前に展開せられた」（同）と言い切る。そして、十八から二十六までの世界が拓かれていく。しかも、二十四まで書き終らぬうちに

三十二が出来上がった。

金沢蒼夫さんと出会う。次に、「真志屋文書」の中に二種の過古帳があることから、江間、長嶋氏の関係を突き詰めようと、六月二日山谷光照明院を訪ねる。六月三日の鷗外日記に、金沢さんとの会談を記す。この出会いを小説中では、「わたくしが此『寿阿弥の手紙』を新聞に公にするのを見て、或日金沢蒼夫と云ふ人がわたくしに音信を通じた。わたくしは蒼夫さんを白金台町の家に訪うて交を結んだ」（二十六）と記す。

それは、「真志屋の紋は、金沢蒼夫さんの言に従へば、マの字に象つたもので」（二十）という叙述がある。それ故鷗外は、「わたくしは新石

町の菓子商真志屋が文政の末から衰運に向つて、一たび一本伝次に寄り、又転じて金沢丹後に寄つて僅に自ら支へたことを記した。真志屋は衰へて二本に寄り、二本が真志屋と俱に衰へて又金沢に寄つたと云ふ此金沢は、そもそもどう云ふ家であらう」（二十六）と記した時、それは単に疑問として提示した文章ではない。すでに六月三日に金沢蒼夫さんに会つて、蒼夫さんは、「最後の金沢丹後で、祖父明了軒以来西村氏の後を承け、真志屋五郎兵衛の名義を以て水戸家に菓子を調進した人」（同）である。鷗外は「金沢は、そもそもどう云ふ家」（同）か知つていたはずである。この辺に技巧が窺われる。こうして浅井平八郎氏によつてもたらされた△真志屋文書▽によつて十八～二十六まで構想が出来上がつた。その途中で金沢蒼夫さんに出会い、二十七、二十八、三十二の内容を知り、六月九日願行寺に金沢丹後の墓を訪れる。それが二十九である。そして、金沢蒼夫さんに会つて二十七、二十八、二十九、三十二が出来上がつた。

鷗外は、「寿阿弥去後の真志屋のなりゆきを追尋して、あらゆるトラディションの糸を断ち截つた維新の期に迨んだ。わたくしの言はむと欲する所のものは略此に尽きた。然るに浅井、金沢両家の遺物文書の中には、校閲の際にわたくしの目に止まつたものも少く無い。左に其一二を録存することとする」（三十）とある。その結果三十、三十一が書かれる。『寿阿弥の手紙』は少くとも三度構想を変えている。原型は一～十二までである。師岡未亡人との出会いが、十三～十七までを補足する。さらに浅井平八郎氏のもたらした△真志屋文書▽から一八～二十六、その

途中で金沢蒼夫さんとの交遊が二十七・三十二を補綴することになったのである。

### (11) 小説の方法

鷗外は『寿阿弥の手紙』執筆の方法について、

「初めわたくしは渋江抽斎伝中の寿阿弥の事蹟を補ふに、其尺牘一則を以てしようとした。然るに料らずも物語は物語を生んで、断えむと欲しては又続き、此に金沢氏に説き及ぼざることを得ざるに至つた。わたくしは此最後の丹後、真志屋の鑑札を佩びて維新前まで水戸邸の門を潜つた最後の丹後をまのあたり見て、これを緘默に附するに忍びぬからである」（二十六）

と語つてゐる。すなわち、「緘默」することが出来ないのは、「前代の父祖の事蹟に、早く既に子孫の事蹟の織り交ぜられてゐるのを見、其系を断つことをなさずして、組織の全体を保存せむと欲し、叙事を継続して同世の状態に及ぶのである」（『伊沢蘭軒』その三百七十）という鷗外の伝記執筆の方法に関わる根本義である。「真志屋文書」の閲覧が偶然であつたにしろ、ここでは見事に真志屋の歴代の系譜が明らかになるとともに、その没落の様も辿られてゐる。真志屋は十一代の寿阿弥が十二代清常に譲つた後は、「衰替の期に入つてゐ」（二十一）く。「真志屋は自ら支ふこと能ざるがために、人の廡下に倚つた。初は八麴町二本伝次方江同居」と云ふことになり、後へ伝次不勝手に付金沢丹後方江又候同居」と云ふことになつた」（同）。そして金沢丹後も「維新の時

に得意先と一しょに滅び」（二十九）ていつた。ここにも維新の影が色濃く落ちてゐる。『渋江抽斎』で没落士族の歴史を書き上げた鷗外は、『寿阿弥の手紙』では幕府と関わりを持っていた商人の維新による没落を捉えているのである。

次に先の引用文中にある「料らずも物語は物語を生んで」（二十六）と述べてゐる如く、一つの偶然が偶然を生んで連鎖的につながつて発展して行く方法は、鷗外史伝の特徴である。しかし偶然はまさは必然に化して行く所に意味がある。それは鷗外の足と目で獲得された所産である。

当然この連鎖的方法は、鷗外の叙述を推理、実証、推理という謎解きの方式で進められる。この『寿阿弥の手紙』では、原史料「寿阿弥手束」から派生してくる問題と、他の史料、すなわち、山崎美成の『好問堂海録』から派出してくる問題の追求方法が際立つてゐる。特に山崎美成の『好問堂海録』から派生した問題が決着をみるまでは、この小説中で一番ドラマチックである。鷗外は『渋江抽斎』において、

「文政六年四月二十九日の事である。まだ下谷長者町で薬を売つていた山崎の家へ、五郎作はわざく八百屋お七のふくさといふものを見せに往つた。ふくさは数代前に真志屋へ嫁入した嶋と云ふ女の遺物である。嶋の里方を河内屋半兵衛と云つて真志屋と同じく水戸家の賄方を勤め、三人扶持を給せられてゐた。お七の父八百屋市左衛門は此河内屋の地借であつた。嶋が屋敷奉公に出る時、襷なじみのお七が七寸四方ばかりの緋縮絹のふくさに、紅絹裏をつけて縫つてくれた。（中略）お七は十六歳で刑せられた。嶋は記念のふくさを愛蔵して、真志

屋へ持つて來た。そして祐天上人から受けた名号をそれに裏んでゐた。五郎作は新にふくさの由来を白絹に書いて縫ひ附けさせたので、山崎に持つて來て見せたのである」（その二十三）

と記している。この記述は山崎美成『好問堂海録』（大四・一一・二五、国書刊行会、鷗外文庫蔵）の卷四の七八をもとにしてなした。（注8）

この『波江抽斎』の叙述が『寿阿弥の手紙』において登場してくるのは、師岡未亡人石との会見によつてである。鷗外は「わたくしは落胤問題、屋号の縁起、藤井紋太夫の遺骸の埋葬、此等の事件に、彼の海録に載せてある八百屋お七の話をも考へ合せて見た」（十六）と記す。そして得た推論は、「落胤問題や屋号の由来は威公の時代より遅れではござらぬらしく、余程古い事である。始て真志屋と号した祖先某は、威公若くは義公の胤であつたかも知れない」（同）ということである。この問題が脚光をあびるのは、浅井平八郎さんがもたらした遺物によつてである。鷗外は、「八百屋お七の手づから縫つた袱紗は、六十三年前の嘉永六年に寿阿弥が手から山崎美成の手にわたされた如くに、今平八郎さんの手からわたくしの手にわたされた」（十七）と記している。そして「真志屋文書」によつて、真志屋の歴代の系図が明瞭になる。鷗外は興奮を抑えかねて、次のように記している。

「八百屋お七の幼馴染で、後に真志屋祖先の許に嫁した島の事は海録に見えてゐる。お七が袱紗を縫つて島に贈つたのは、島がお屋敷奉公に出る時の餞別であつたと云ふことも、同書に見えてゐる。しかし

水戸家から下つて真志屋の祖先の許に嫁した疑問の女が即ち此島であつたことは、わたくしは知らなかつた。島の奉公に出た屋敷が即ち水戸家であつたことは、わたくしは知らなかつた。真志屋文書を見るに及んで、わたくしは落胤問題と八百屋お七の事が俱に島、其岳父、其夫の三人の上に轉り来るのに驚いた」（十八）。

まさに島が水戸家に奉行にあがり、義公光圀のお手がつき、真志屋四代清休の子廓清の妻になつて真志屋へ興入りした。そして一子東清を挙げた。東清は表向きの父の後を受け六代となり、この時水戸戸家より△真志屋△の号を拝領することとなつたのである。鷗外は八百屋お七と、島との関係から遂に落胤問題、屋号の由来までときほぐすことに成功する。そして金沢蒼夫さん所蔵の文書から、「河内屋半兵衛、元和中より麪粉類御用相勤」云々の文章に目をとめる。これによつて、真志屋の菓子商、河内屋の粉商との関係が明瞭となつて一件落着する。

かくの如き、推論の積重ねによつて、『寿阿弥の手紙』は成立している。

『寿阿弥の手紙』全体を史料との関係でみておきたい。

一、 \*二宮孤松氏の教示、『五山堂詩話』により確認。

\*置塩菴園の手束。

二、 \*市川三陽氏の書簡（祖父米庵の「西征日乗」）。

\*鷗外の執筆決意。

三、 \*「寿阿弥手束」。

\*市川三陽氏の報じた紀行文。

\* 「寿阿弥手束」。

\* 鈴木春浦氏筆録の仮名垣魯文が「歌舞伎新報」M 23・1・12に掲載した寿阿弥托鉢の様子を報じた文章。

二十一、 \* 真志屋文書。

二十二、 \* //

四、 \* 「寿阿弥手束」。  
\* 置塩棠園氏教示。

二十三、 \* 真志屋遺物。

二十四、 \* 真志屋文書。

五、 \* 「寿阿弥手束」。

\* 『拙堂文集』中の「皆梅園記」、市川三陽氏の教示。

二十五、 \* 真志屋文書と光熙院墓碑との対比。

二十六、 \* 真志屋文書。

六、 \* 「寿阿弥手束」。

二十七、 \* 金沢蒼夫氏談。

七、 \* //

二十八、 \* 金沢家系譜、過去帳。

二十九、 \* 願行寺の金沢丹後の墓碑の確認。住職の妻の談。

三十、 \* 真志屋文書。

八、 \* //

三十一、 \* //

九、 \* //

三十二、 \* 金沢蒼夫氏談。

十、 \* 伊沢蘭軒娘曾能子刀自の談話。

三十三、 \* //

十一、 \* //

三十四、 \* 昌林寺の僧との対話。

三十五、 \* //

三十六、 \* //

三十七、 \* //

三十八、 \* いまでの史料を整理し疑問点を提示した鷗外文。

三十九、 \* //

四十、 \* 師岡久次郎氏未亡人石との対話。

四十一、 \* //

四十二、 \* 師岡未亡人石の談。

四十三、 \* //

四十四、 \* 師岡未亡人石との対話。

四十五、 \* //

四十六、 \* //

四十七、 \* //

四十八、 \* 師岡未亡人石の談。

四十九、 \* 真志屋文書。

五十、 \* 真志屋文書。

五十一、 \* 真志屋文書。

\* 金沢蒼夫氏の教示。

『建阿弥の手紙』の一~十七までは、文政十一年二月十九日付の寿阿弥から桑原蕊堂宛書簡と伊沢刀自、師岡未亡人石の談話等を中心として構

成している。それ故、寿阿弥の風貌、行動、交遊関係はわかる。しかし、

(跋)

『渋江抽斎』で用いた編年体体例はとられていない。それ故に文政十一

年という時間的規定はあるが、寿阿弥の足跡が時間軸の上に辿られるこ  
とはない。伊沢刀自の談話にしても、師岡未亡人石の、金沢蒼夫さんのそ  
れや墓碑等の探索は、寿阿弥を大正五年という現在の時間で捉え、寿阿  
弥の生きた過去の時間の中へ、再構成しなおすという方法が用いられて  
いる。談話等は事実の把握には有効性を持つが、時間はかならずしも明  
確でない部分がある。それ故に過去の時間軸に位置付けようとする時、  
無理が働く。そのために編年体体例が取りにくくなるのは当然である。

『寿阿弥の手紙』十八以下は浅井平八郎氏所蔵の「真志屋文書」（先  
祖書、過去帳等）によって点綴される。ここでは明瞭に系譜的体例と編  
年体体例との組合せによって、菓子商真志屋の歴史が捉えられてくる。

同じく二十八以下は、金沢蒼夫氏所蔵の「先祖書」「過去帳」によつて

法を示している。

その系譜が把握される。更に三十一に於いて、寿阿弥の連歌の「先師略  
系」が述られる。これは鷗外史伝の特徴である系譜的、編年体体例の方  
かくの如き方法で、時間軸の上に真志屋、金沢屋の歴史が展望され  
る。寿阿弥の伝記はかららずしも、編年の時間帯の中に浮彫にはされな  
かった。寿阿弥も十一代を継いだ真志屋、それが不如意になつて金沢丹  
後も吸收され、その金沢屋も維新とともに滅びて行く商家の歴史は年次  
を逐つて捉えられている。

鷗外が『寿阿弥の手紙』を公にした意味は奈辺にあつただろうか。す  
でに（序）で述べた如く、寿阿弥は『渋江抽斎』において遭遇した人物  
である。抽斎の父允成の知人であり、後に抽斎に演劇の目を拓いてくれ  
た人である。それ故に鷗外は近親感を以て点綴した。『渋江抽斎』にお  
いて、祖父、父、抽斎を経由した「身的遺伝と並行して、心的遺伝が存  
じてゐなくてはならない。（中略）彼は意志の方面、此は智能の方面で  
此両方に於ける遺伝的系を繰るに、抽斎の前途は有望であつた」  
（その十二）と記している。そして抽斎の経学の師、医学の師、先輩の  
儒者又は国学者、医家、それから芸術家及び芸術批評家を列挙し、それ  
らの人々の略歴を紹介して行く。

鷗外は

「わたくしはこゝに真志屋五郎作と石塚重兵衛とを数へんがために  
芸術批評家の目を立てた。二人は皆劇通であつたから、此の如くに名  
づけたのである。或はおもふに、批評家と云はんよりは、寧アマトヨ  
オルと云ふべきであつたかも知れない」（その二十一）

かくの如き方法で、時間軸の上に真志屋、金沢屋の歴史が展望され  
る。寿阿弥の伝記はかららずしも、編年の時間帯の中に浮彫にはされな  
かった。寿阿弥も十一代を継いだ真志屋、それが不如意になつて金沢丹  
後も吸收され、その金沢屋も維新とともに滅びて行く商家の歴史は年次  
を逐つて捉えられている。

抽斎と寿阿弥とは三十七歳の懸隔がある。若き日の鷗外の演劇活動が  
寿阿弥、抽斎を結びつけたことは言うまでもない。しかし、これのみで  
あつたらやはり平凡であろう。抽斎の次男優善は手に負えない蕩児であ  
つた。それが後年劇評に手を出すことになる。それはまさに優善の若き

日の風狂の血潮のなせるわざにしても、やはり、父抽斎の心的遺伝の影

(注)

が落ちている。優善については小文を書いたので（注9）今詳述はしないが、寿阿弥—抽斎—優善へと継承されていった風狂の世界を無視できない。勿論、鷗外がどこまで意識的であつたか不明であるが、そう捉える方が鷗外の寿阿弥に対する心的傾斜も理解できる。

勿論、優善と寿阿弥とは血縁関係はない。しかし、この超時間的心的遺伝こそ『波江抽斎』の世界の根幹をなしている。かつての蕩児優善は、単に無頼漢ではなかつた。やはり抽斎の子であつた。それは親子というナチュラルな関係を超えて、寿阿弥から抽斎へ、抽斎から優善へ受け継がれた風狂の血縁関係とも呼ぶべき姿である。ここに寿阿弥の位相がある。鷗外はそれを見逃しはしない。それ故、一束の手束の公刊に執着するのである。

『寿阿弥の手紙』は以上述べた意義を内包していながら、作品世界では年代記的方法によつて、寿阿弥の生涯が浮彫にされてはいない。これはやはり作品の欠陥である。しかし、「真志屋文書」によつて、真志屋の歴史を系譜的体例を以て叙述できることを評価したい。はからずも、幕府に関わつた真志屋、金沢丹後とともに維新を境に没落していった商家の歴史を見据えたのである。

1

鷗外の大正四年十二月三十一日の日記に「吉川弘文館に往きて書を買ふ」とある。

2

いわゆる「壽阿彌手束」（東京大学鷗外文庫蔵）である。次に全文を翻刻する。（句点は山崎、括弧内は二行分ち書き、□は判読不能）

いつも餘り長い手紙にてかさはり候故當年は畳紙に認候。御免可被下候。一簡拝呈仕候其後は大ニ御不音仕候。漸春暖相催申候。御全家御一族方皆ミ様御一般ニ御多祥ニ御起居被成欣喜至極奉存候。貧道無異ニ勤仕候間乍憚御掛念被下問敷候。

大下の岳母様御遠行之由先達而伝聞大ニ驚入申候。嘸々皆様御愁傷之段遙察仕候。其節御悔之書状も拝呈可仕之處取紛緩謾ニ相成不本意至極之義御海涵可被下候。

清右衛門様先はとふやらかうやら江戸にて御辛抱の御様子故御案事被成間敷候。定而時々御文通も御座候。半貪道は却而此節久々拝眉も不仕候。天民客歲加賀の帰り高堂の前をハ通らねハならぬ處ながら直通りにて其夜ハ雲嶺へ投宿のやうニ申候。是ハ一杯飲ム故なるへし。此度は加賀も中位大坂ハどつと當るつもりの處佐竹の家中にて藏屋敷の役人など取持大賈の人などへ對しても失禮に金子の禮謝ハなるまいとの間ちかひにてこれも得る處はすくなき由都合日数式百日にて百兩斗にハ成候よし壹日か式分ならし。壹日ニ壹分や壹分式朱ハ江戸てもとれる男出かけただけが損なる由也。近年役者の給金のミならず儒者の束脩までか高くなり天民貧道など奚疑塾に居候時分百疋持た弟子入が參ればよひ入門と申候物が此頃ハ天でも

五山でも我分の弟子入ハ夫程よいとハおもハす流行はあじになる物に御座候。それにつき一笑話あり。畫人武清上州桐生ニ遊び候時桐生の何某申候にハ数年玉池へ詩を直してもらひ遣し候へ共免角斧政蠶漏にて時として同字などのある時もありてこまり申候。是よりハ五山へ願上申候間先生御文介可被下と願候時武清申候ニハ隨分承知致候。帰府の上なり共當地より紹通になり共五山へ可申込候。しかしながら爰に一つの訳合あり。謝物か薄ければ政漏は五山も同じことなるべし。矢張馴染の天民へ氣を付て謝物をするかよさうな物と申てわらひ候由武清はなしに御座候。

去年中よりも蕪書差上度心懸候へ共貪道去年七月末愚姪方の板の間より落候而怪我仕日ミ療治ニかよひ候而寸隙なく元大阪町名倉弥次兵衛と申候而此節高名の骨接醫師大ニ流行にて日ミ八拾人九拾人位つゝ怪我人參候故早朝參候而も順繕ニ待居候間終日かゝり申候。貪道骨ハ不碎候へ共両腕共強ク痛入候故極月末までかゝり申候。今以而全快と申候にハ無御座候而少々麻痺仕候氣味に御座候へ共老体のこと故元の通りにハ所詮なるまいと其儘ニ而此節ハ療治もやめ申候。はしめ參候節ニ弥次兵衛申候ハ生得の下戸と戒行の堅固な處と氣の強ひ處と三のかね合故目をまはさすにすミ申候。此三の内か一つ欠候ても目をまはす怪我にて目をまはす程でハ療治も武百日餘り懸り可申目をハまへさすとも百五六拾日の日数ハ経ねハ治しかたしと申候。大きな目にあひ申候。其節よミ候狂歌

と奉存候。

本日五日夜五つ時分愚姪方より壱町半程西の方多町武町目と申候處の錢湯の武階より出火にて西神田ハのこらす焼失。北は小川町へやけ出南ハ本町壱町目片かは焼申候。愚姪方ハ大道一筋の境にて東神田故此度は免れ候へ共向ふ側ハ西神田にて過半焼失仕候此度愚姪など類焼仕候へハ無宿ニなるより外に無御座候。焼亡仕候而難渋之段愁訴可仕水府も先達而丸焼故難渋申出候處無之右故無宿に成候筈の處幸に免れ申候。危き目にあひ申候。風もなき夜に御座候へ共いかなる故にや大火ニ相成町数七拾町餘死亡の者六拾三人と申候ことニ御座候。其内ニ永富町と申候處の銅物屋大釜の中にて

七人やけ死申候（親父老人息子老人拾五才ニ成候見勢の者老人丁禪老人抱への鳶の者老人）外ニ拾八才ニ成候見勢の者老人丁禪老人母老人嫁老人乳飲子老人是等ハ助り申候。拾八才ニ成候ハ愚姪方にて去暮迄召仕候女之身寄之者拾五歳ニ成候は愚姪方へ通ひつとめの者の宅の向ふの大工の伴ニ御音且又今便にも御懸客様何そ持呈仕度役にもたゞぬ些少の品ながら上ヶ来坐候。此銅物屋の親父夫婦貪欲強情にて七年以前見勢の手代老人土藏の三

り候故上ねバ氣にかゝり候へ共御存知の丸焼以後萬事不調にて今以而物事ハ應復不仕候故今便はから手紙に御座候。御免可被下候。

遊行上人来ル三月十日頃にハ燒津普門寺ニ留錫□數五日斗ハ滞留。夫より

可有之む。御一族御親類方など御出も御座候ハハ込合候事も難斗候故座敷へ御通り十念御受可被成候。右座敷への切手こしらへ差上申候。證牛と申候は貪道兄弟坊主故是を御頼ミ座敷は十念御受可被成候。其節此一封普門寺へ御届可被下候。普門寺へ遣候書中ニ證牛へも頼遣し申候書状も御座候間はじめニ御參詣の方書状御届可被下候。其後は切手斗にて證牛心得居義

階にて腹切相果申候。此度は其恨なるへしと皆人申候。銅物屋の事故大釜

式つ見勢の前左右ニあり。五ヶ年以前此邊出火之節向ふ側斗焼矢ニて道幅

も格別廣き處故今度ものかれ可申左候ハゝ外へ立のくにも及ふましと申候

ニ薦の者も左様ニ心得いかやうにやけて參候とも此大釜式つニ水御坐候故

大丈夫助かり候由ニ受合申候。拾八才ニなり候男は土藏の戸前をうちしま

ひ是迄はたらき候へハ私は多町壱町目にて此所よりハ火元へも近く候間

宅へ處り働き度是より御暇被下れと申候て自分親元へ働ニ帰り候故助り申

候。此者の壱處ニ居候間の事ハ演舌にて分り候へ共其後ハ推量ニ御坐候へ

共とかく見勢藏奥藏などニ心のこり父子共に立のき兼薦の者ハ受合候事故

彼は仕候内に火勢強ク左右より燃かゝり候故そりや金の中よといふやう

な事にて釜へ入候処釜ハ沸上り煙りハ吹かけ大釜故入ルにハ鍔を足懸りニ

入候へ共出るにハ足かゝりもなく釜ハ熱く成一方にて死候事と相見へ申

候。母と嫁と小兒と丁稚壱人つれ貪道弟子杵屋佐吉か裏に親類御坐候而夫

ヘ立退候故助り申候。壱つの釜へ父子と丁稚壱人壱つの釜へ四人入候て相

果申候。此事大評判にて釜ハ檀那寺へ納候へ共見物夥敷參候而不外聞の由

にて寺にては（根津忠綱寺一向宗）門を閉候由ニ御坐候。死の縁無量とハ

申ながら余りに變なることニ御坐候故御覽も御面倒なるべしとハ奉存候へ

共書付申候。

笛の彦七御祭禮の節ハ不相變御厚情蒙り難有由時ミ申出候。貪道御便の節

ニも御禮申上吳候様相頼申候。坂東彦三郎も御疇申出兎角駿河へ参りたい

くと斗申居候。是も去夏狂言評よく拙作の所作事勤候處先づ勤てのき候  
故去顔見勢にハ三座より抱へに參候仕合故まつ役者ニハなりすまし申候。

此節茶番流行故別ニ書付御覽ニ入候。何かまだ申上度儀御座候やうながら

あまり長事故まづ是にて擱筆奉待後鴻候。頓首

二月十九日

苾堂先生坐右

乍末御家内様御一統御親類方驛中諸君小右衛門殿へも宜敷奉願候。一ミ皇

書可仕筈ながら府城沼津焼津等處ミ認候故自由ながら貴境は先生より御口

達奉願候

近況茶事御取出しの由川上宗壽三嶋の鯉昇なとより傳聞仕候。宗壽と申候

は風流なる人にて平家をも相應にかたり貪道ハ連歌にてましハり申候。此

節江戸一の茶博士に御座候而愚姪など敬伏仕居候事ニ御座候。草々。

なお、鷗外はこの書簡を整本し、表紙に「壽阿彌手束」と題簽を添付して  
いる。その表紙裏に次の文章を書き留めている。

真志屋五郎作、曇翁、空華、如是縁菴の號あり。戲號壽阿彌、二世劇神仙  
など云ふ。此書状は文政十一年戊子二月十九日に書けるものなること多

町の火事の條に徵して知るべし。五郎作時に年六十。（年四十九を朱で消

し、六十と訂正）

更に裏表紙の内側に次のメモがある。

桑原苾堂、名正瑞、字公圭、通称古作、駿河嶋田驛人、  
名倉彌次兵衛、名直賢、號素朴、畠山重忠裔、曾祖父某、享保中居千住、

四世彦三郎、號薪水、後樂善、小字竹三郎、次称亀三郎、明治六年歿、年

七十四、

川上宗壽、學茶技于宗介、々々學于不白、天保十五年歿、年六十八、

石野雲嶺、名世彝、一作世夷、字希之、別號天均、又皆梅、駿河人、

山本奚疑、名信有、字天禧、号北山、通称喜六、文化九年歿、年六十一、

岸本桙園、名弓弦、通稱大隅、弘化三年歿、年五十八、伊勢人、幕府弓

師、

（附記）  
史料閲覧に際し、東京大学図書館のお世話になりました。

菊池五山、名桐孫、字無絃、通称左大夫、高松人、安政二年歿、年八十  
四、寛齋門人、

大窪天民、名行、号詩佛、瘦梅、詩聖堂、通称柳太郎、常陸人、

喜多武清、号可庵、笑翁、安政三年歿、年八十一、八丁堀住、谷文晁門人、  
「濵江家乘」（東京大学鷗外文庫蔵）は、「濵江抽斎」執筆のために収集  
した「濵江家系譜」等の資料並びに草稿に類するメモである。鷗外はこれ  
らを一冊に整本し、「濵江家乘」の題簽を添付している。

4 抽斎の父「允成」が正しい。

5 石川淳『森鷗外』（昭和二十八年七月三十一日、角川文庫）所収の「濵江  
抽斎」、一〇頁～一一頁。

6 大正五年二月七日付「東京日日新聞」「大阪毎日新聞」掲載の「濵江抽  
斎」、その二十二。

7 鷗外日記によると、五月二十七日（土）に「浅井平八郎の老祖母を訪ぶ」  
とあり、六月一日（金）「山谷光熙院を訪ぶ」、三日（土）「金沢蒼夫の  
家を訪ぶ。在らず。夕に再び往いてこれと語る」とある。これによつて浅  
井平八郎氏訪問の月日を考えれば、五月二十八日（日）から六月一日（木）  
の間と推測できる。

8 『日本近代文学大系12・森鷗外II』（昭和四十九年四月三十日、角川書店  
刊）所収の小泉浩一郎氏の『濵江抽斎』補注一六八、五三八頁。

9 「国文学科報」第4号（昭和五十一年三月二十五日、跡見学園女子大学国  
文学科発行）所載の拙稿『濱江抽斎』ノート——蕩児優善について」、四七